

第3回京都市路上喫煙等対策審議会 摘録

- 1 開催日時 平成20年2月19日(火) 午後3時30分～午後6時
- 2 会場 市民生活センター 研修室
(中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館 4階)
- 3 議事等
 - (1) 諮問
 - (2) 意見交換(主な意見は下記のとおり)

記

- 委員
 - ・ 立て看板の設置は、マークでの標示や他の看板と一本化する等、景観に配慮したものにしてほしい。
 - ・ 百貨店協会と連携して、懸垂幕の設置を検討してはどうか。
- 事務局
 - ・ 今後、京都らしく、気に入っていただけるものを将来の課題として検討していく。
 - ・ 立て看板については、路面表示で代替して、枚数を整理していくことも考えている。
- 委員
 - ・ 喫煙者の立場として、周囲に配慮した喫煙場所の設置はありがたい。
 - ・ 設置箇所については、事前に各委員に知らせることとし、事務局に一任してはどうか。
- 委員
 - ・ 禁止区域はエリアで指定し、細街路も追加していただきたい。
- 事務局
 - ・ 禁止区域追加については、現在指定している禁止区域内での周知及び指導等の効果を検証し、将来の課題としたい。
- 委員
 - ・ 禁止区域の周辺でポイ捨て等が増えたのか。
- 事務局
 - ・ 特に、増加したとは聞いていない。
- 委員
 - ・ ふれあいまつりで開催していた条例〇×クイズに参加した。
 - ・ 事務局案に賛成である。
 - ・ 過料徴収時期、金額の周知活動は具体的にどのようにしていくのか。
 - ・ 過料徴収実施の広報の際には、併せて路上喫煙等の努力義務についての十分な周知を行う必要がある。また、条例の周知活動は徴収開始後も引き続き行う必要がある。

- 事務局
 - ・ 京都市の考え方とおりに答申が得られれば、3月中旬に市長決定し、広報活動を行っていく。
 - ・ 市民しんぶんをはじめ、ポスター掲示等禁止区域指定時とほぼ同じ方法で徹底した周知を図りたい。
 - ・ ふれあいまつりにおける啓発も行っていきたい。
- 委員
 - ・ 過料徴収の際、公平・公正の観点をもって十分に検討してほしい。
 - ・ 委員すべてに賛同いただけた。公平・公正及び実行性を確保する上で過料徴収時期、金額とも合理性のあるものである。
- 事務局
 - ・ 過料徴収の効果の検証が必要であるため、来年の今頃に次回の審議会を開催したい。